

【付録 4-3】

EU における新しい公的管理・植物衛生・動物衛生制度に関する調査（2021 年 8 月）

## 混合食品輸入の証明書に関する経過措置 の影響の EU 特別輸入条件（仮訳）

本仮訳は、2021 年 3 月に欧州委員会が公表したウェブサイトに掲載された「混合食品輸入の証明書に関する経過措置の影響の EU 特別輸入条件」をジェトロが仮訳したものです。ご利用に当たっては、原文もご確認ください。

Effect of the transition established by Article 35 of Commission Regulation (EU) 2235/2020 on the imports of composite products into the EU after 21 April 2021 and until 15 March 2022

[https://ec.europa.eu/food/system/files/2021-08/ia\\_ic\\_composite-prods\\_certification-transition-effect.pdf](https://ec.europa.eu/food/system/files/2021-08/ia_ic_composite-prods_certification-transition-effect.pdf)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

**重要 - この経過措置は証明書要件のみに関するもの。  
混合食品に対する規則 (EU) 2019/625第12条、第13条および第14条の適用には影響しない**

**2021年4月21日から2022年3月15日までの混合食品のEU域内への輸入に対する  
規則 (EU) 2235/2020第35条に規定された経過措置の影響**

2021年4月21日より前		2021年4月21日以降		2022年3月15日までの移行期間に必要な証明		
混合食品	証明書の要否	分類	必要な書類	経過措置の適用	理由	認められる証明
動物由来の加工製品を50%以上含むもの	必要 <sup>1</sup>	温度管理必要	新証明書 <sup>2</sup>	あり	2021年4月21日より前に証明書が必要	旧証明書 <sup>1</sup> は、2022年1月15日より前に署名されたものであれば、2022年3月15日まで認められる。新証明書 <sup>2</sup> も認められる。
		温度管理不要で肉製品（ゼラチン、コラーゲン及び高度精製品を除く）を含むもの	新証明書 <sup>2</sup>	あり	2021年4月21日より前に証明書が必要	旧証明書 <sup>1</sup> は、2022年1月15日より前に署名されたものであれば、2022年3月15日まで認められる。新証明書 <sup>2</sup> も認められる。
		温度管理不要で肉製品（ゼラチン、コラーゲン及び高度精製品を除く）を含まないもの	新自己宣誓書 <sup>3</sup>	あり	2021年4月21日より前に証明書が必要	旧証明書 <sup>1</sup> は、2022年1月15日より前に署名されたものであれば、2022年3月15日まで認められる。新自己宣誓書 <sup>3</sup> も認められる。
食肉を含むもの	必要 <sup>1</sup>	肉製品を含むもの（ゼラチン、コラーゲン及び高度精製品を除く）	新証明書 <sup>2</sup>	あり	2021年4月21日より前に証明書が必要	旧証明書 <sup>1</sup> は、2022年1月15日より前に署名されたものであれば、2022年3月15日まで認められる。新証明書 <sup>2</sup> も認められる。
乳を含む温度管理が必要なもの	必要 <sup>1</sup>	温度管理必要	新証明書 <sup>2</sup>	あり	2021年4月21日より前に証明書が必要	旧証明書 <sup>1</sup> は、2022年1月15日より前に署名されたものであれば、2022年3月15日まで認められる。新証明書 <sup>2</sup> も認められる。
食肉を含まず、動物由来の加工製品が50%未満のもの <sup>4</sup>	不要	温度管理必要	新証明書 <sup>2</sup>	なし	2021年4月21日より前は証明書が不要	混合食品に添付するのは、新証明書 <sup>2</sup> のみ認められる。
		温度管理不要で肉製品（ゼラチン、コラーゲン及び高度精製品を除く）を含まないもの	新自己宣誓書 <sup>3</sup>	なし	2021年4月21日より前は証明書が不要	混合食品に添付するのは、新自己宣誓書 <sup>3</sup> のみ認められる。

1. 特定の混合食品のEU域内への輸入およびEU域内を通過する際の証明書に関する要件を定め、決定2007/275/ECおよび規則 (EC) 1162/2009を改正する規則 (EU) 28/2012 (OJ L 12, 14.1.2012, p. 1-13)により規定される証明書
2. 規則 (EU) 2020/2235附属書III第50章に規定された、温度管理が必要な混合食品およびゼラチン、コラーゲンおよび高度精製品を除く肉製品を含み、人間の消費を目的とした温度管理不要な混合食品のEUへの入域に関するモデル動物衛生/公的証明書 (モデルCOMP)。
3. 規則 (EU) 2020/2235の附属書Vに規定された、規則 (EU) 2019/625第14条に従い、温度管理不要な混合食品をEU域内に輸入する事業者による自己宣誓書。
4. 乳を含む温度管理が必要な混合食品を除く